

(参考)

「公務」に関する討議の記録

(仮訳)

「公務」に関する討議の記録

この討議の記録は、「公務」の定義についての交渉の過程において日本国と自衛隊とフイリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフイリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）の両締約国間で討議された事項を記録することを意図するものである。この討議の記録は、法的拘束力を有さず、また、両締約国の国内法令の適用範囲及び協定に基づいて生じ、又は協定から独立して存在する国際法上の義務の適用範囲を変更するものではない。

協定についての合意された議事録の1の規定に関し、両締約国は、協定の適用上、「公務」とは、訪問部隊の構成員又は文民構成員の作為又は不作為について、法令、規則、上官の命令又は防衛隊の慣習によつて要求され、又は権限付けられる全ての任務又は役務をいうことを確認する。

二千二十四年七月八日にマニラで